

令和元年度 第2回小樽市地域公共交通活性化協議会 議事録

1. 日 時 令和元年8月2日（金） 10:00～10:40

2. 会 場 小樽市役所別館3階 第2委員会室

3. 出席委員 25名（うち代理出席2名）

傍聴者 1名

事務局 4名

4. 会議次第

(1) 開会

(2) 委員紹介

(3) 議事

【報告事項】

・小樽市地域公共交通活性化協議会の組織体制について 資料1・2・3・4

【協議事項】

・令和元年度小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画案について 資料5・6

【その他】

・今後のスケジュールについて

・協議運賃について

(4) 閉会

5. 会議資料

次第、座席表、出席者名簿

資料1 小樽市地域公共交通活性化協議会の組織体制について

資料2 小樽市地域公共交通活性化協議会委員名簿

資料3 新旧対照表（小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正）

資料4 新旧対照表（小樽市地域公共交通活性化協議会分科会規程の一部改正）

資料5 小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画スケジュール

資料6 令和元年度 小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画（案）

資料7 小樽市地域公共交通活性化協議会スケジュール（予定）

資料8 協議運賃について

6. 議事の経過

(1) 開会

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまより、令和元年度第2回小樽市地域公共交通活性化協議会を開催いたします。

本日司会を務めさせていただきます、建設部新幹線・まちづくり推進室長の内藤です。よろしくお願いいたします。本日の会議はおおむね1時間程度を予定しており、午前11時を終了予定と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、この度は、本協議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

任期は、令和3年3月31日までとなっておりますので、よろしくお願い致します。なお、委嘱状につきましては、机上天にて配付させていただきましたので、御確認の程、よろしくお願いいたします。

本日の委員の出欠状況ですが、2名の委員が所用により欠席されておりますが、代理の方も含め、25名の委員の出席をいただいております。委員総数27名のうち過半数の委員が出席されていることから、小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

お手元には、次第、座席図、出席者名簿のほか、資料1から8がございます。

不足資料がございましたら、事務局までお申し付けください。

(2) 委員紹介

【事務局】

次に、新規または変更により今回から参加していただくことになった新委員について御紹介をさせていただきます。

～ 新 委 員 の 紹 介 ～

【事務局】

それでは、これより会議の進行に入りますが、議事の進行は会長が務めることとなります。会長、よろしくお願いいたします。

(3) 議事

【報告事項】 小樽市地域公共交通活性化協議会の組織体制について（資料1・2・3・4）

【会長】

それでは、議事の方に入らせていただきます。

報告事項「小樽市地域公共交通活性化協議会の組織体制について」事務局から説明願います。

【事務局】

それでは説明いたします。はじめに資料1を御覧ください。

本協議会の組織体制についてですが、若干の変更がございますので御報告いたします。

まず、1点目は「分科会の新設」についてですが、体系図の右側にあります「生活交通確保維持改善事業計画分科会」を新設いたします。この分科会は、これまで、市内の公共交通に関するハード整備に国庫補助事業等を活用する際、補助要綱に基づく事業計画を協議するために設立した協議会を、本協議会の分科会として統合するものです。

実際には二つの協議会がありましては、一つは「①小樽市生活交通改善事業計画策定協議会」で、こちらは南小樽駅のバリアフリー化に関する計画を協議しています。もう一つは「②小樽市ノンステップバス導入協議会」で、こちらは文字どおり市内にノンステップバスを導入するに当たって、計画の協議を行っています。

これらの事業は、すべて地域公共交通の利便性に関する事業であり、こうした情報を本協議会に集約するため、分科会として統合します。なお、分科会には、各事業の生活交通確保維持改善事業計画に関しての決定権も持たせており、本協議会を開催しなくても、計画を決定することができます。

次に、二つ目の変更点ですが、下にありますように協議会の委員を追加しています。

まず、小樽商工会議所と小樽市産業港湾部長、このお二方につきましては、今後、施策を実行していくに当たり御協力が必要であるため、委員委嘱をお願いいたしました。また、小樽市生活環境部長と福祉部長、そして北海道運輸局鉄道部につきましては、先ほど御説明いたしました協議会の統合に当たり、それぞれ専門的な知見をいただくため、委員委嘱をお願いいたしました。

続きまして、資料2を御覧ください。こちらが委員会名簿になります。右の分科会1の枠に丸がある委員は、地域公共交通分科会、分科会2の枠に丸がある委員は、生活交通確保維持改善計画分科会委員もお願いすることとなり、さらに二重丸となっている委員には、各分科会の会長をお願いいたします。

資料3、4につきましては、今回の体制変更に伴う協議会設置要綱並びに分科会規定の一部改正についてまとめたものです。こちらにつきましては、説明は省略させていただきますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

報告事項につきましては、以上です。

【会長】

ただいま、事務局より事業計画案について説明がありましたが、何か御質問などはございますか？

【委員】

分科会の方に、確保維持改善計画とあるが、今後、小樽市で活用を予定している地域内フィーダー系統など確保維持改善計画の補助を使おうとするときは、本協議会になるのかそれとも分科会になるのか確認したい。

【事務局】

基本的には分科会で協議し、本協議会には報告という形で考えています。

【委員】

国の補助に関する部分は分科会で、網形成計画に関する部分は本協議会で、というイメージか。

【事務局】

はい。

【会長】

そのほか、ございますでしょうか。

～ 質 問 ・ 意 見 な し ～

【協議事項】 令和元年度小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画案について（資料5・6）

【会長】

続きまして、協議事項「令和元年度小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画案について」事務局から説明願います。

【事務局】

それでは説明いたします。資料5を御覧ください。

こちらの表は、網形成計画に沿った取組について、まとめた表です。左側の記載は「網形成計画」に記載されている施策内容で、スケジュールを挟んで右側に、これに対応した取組が記載されています。さらに取組の中で大きな黒丸が付いているものが、今年度、重点的に取り組む項目となっています。

それでは、具体的な取組について御説明いたします。資料6を御覧ください。

こちらでは、網形成計画に記載されている施策に対応した項目が、それぞれ記載されています。

こうした項目について、それぞれ検討を行ってまいります。下線のある項目が、先ほど申し上げましたとおり、今年度重点的に実施する項目で、その説明を囲みの中に記載しています。

まず、「施策1 地域公共交通網における利便性の強化」についてですが、こちらの重点項目としましては、「③鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善」としまして、小樽築港駅前バス停の移設要望について、関係機関との協議を推進したいと考えています。

詳しく御説明しますと、小樽築港駅前バス停の札幌から小樽に向かう側、つまり山側のバス停は、現在は駅から遠い場所に設置されているため、不便であるとの意見が寄せられています。特に、築港駅でバスから鉄道に乗り換え、札幌へ通勤・通学する乗客にとっては、距離だけではなく時間的にもかなりのロスがあるとのこと。このため、バス停移動について、課題の整理をし、関係機関との協議を進め、乗り継ぎ環境の改善を図ります。

次に「⑤高齢者等への対応」としましては、南小樽駅のバリアフリー化の実施がございまして。

御説明しますと、平成30年度から開始した南小樽駅のバリアフリー化は、来年度の令和2年度末までに工事が完了する予定です。すでに、多目的トイレなどの整備は終了しておりますが、完工後は、エレベーターなどが設置され、高齢者や障害者にとって、利便性が向上します。

続きまして、次ページの「施策2 持続可能な交通体系の構築」につきましては、まず「②適正な運賃の設定の検討」といたしまして、料金改定（協議運賃）の協議・実施を行ってまいります。

また、「③交通事業者の公的補助の検討」としまして、国庫補助活用と市補助要綱の協議を行ってまいります。

これらについて御説明しますと、まず、市内バス路線の収支は、非常に厳しい状況です。現状のバス路線網を維持するためには、適正な料金の設定と公的補助の両方でバス事業者を支援する必要があります。

これについて少し具体的に説明しますと、適正な運賃の設定とは、現在の市内均一料金 220 円を、バス事業の収支状況を見ながら、10 円単位で値上げすることを検討していきます。

そして、同時に国と小樽市による公的補助も検討し、バス利用者と国・市による公的補助、この二つの手段でバス路線の維持を図るということです。国庫補助については、地域公共交通網形成計画の策定により優遇措置がありますので、この活用について協議を進めます。

本協議会で運賃を決めていくこと、つまり「協議運賃」については、さらに説明が必要かと思っておりますので、後ほど別の資料で御説明いたします。

次に「施策3 市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり」については「①各種団体等との協働体制の構築」といたしまして、「冬季間マイカー通勤自粛キャンペーン」を実施したいと考えています。

御説明しますと、小樽市内は、冬季間、積雪により道路幅が狭くなるため、朝の通勤・通学の時間帯に渋滞が頻繁に起こります。このため、官公庁や市内企業に冬季間のマイカー通勤自粛を呼びかけ、公共交通の定時性の確保を図るとともに、公共交通利用の動機付けを行います。

また「②地域公共交通を守り、育てる市民意識の啓発の実施」では、広報おたる 8 月号特集記事掲載や FM おたるの番組による啓発の実施を行います。

皆様にお配りさせていただきましたとおり、昨日、8 月 1 日に発行済みではありますが、広報おたる 8 月号では、小樽市地域公共交通網形成計画を御紹介するとともに、中央バスの御協力により、運転手不足の問題についても取り上げています。

また、FM おたるの番組を通じて、公共交通の利用促進を呼びかけます。

次に「施策4 地域公共交通の利用促進策の展開」につきましては、「① SNS 等による地域公共交通情報の発信」として「バスロケーションシステムの協議」を行います。

バスロケーションシステムとは、GPS を利用し、バスの位置情報を提供するサービスです。このシステム導入により、利用者は、スマートフォンや、公共の場に設置されたデジタルサイネージなどでバスの到着時間を正確に知ることができるため、待ち時間の短縮により利便性が向上します。現在は、札幌市内で導入が進められており、小樽市内での導入についても、関係機関と協議してまいります。

次に「④ 分かりやすい運行系統の表示」として、インバウンド向け公共交通マップの作成、配布を行います。

こちらは、評価指標の一つ「観光客の市内移動における、路線バスの利用率の向上」を図るため、英語と中国語のマップを作成・配布したいと考えています。事業費はおよそ 100 万円で、2 分の 1 は国費を活用して製作する予定で、現在、予算計上を進めています。

協議事項「令和元年度小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画案」につきましては、以上です。

【会長】

ただいま、網形成計画でつくった四つの施策のうち、元年度に行う事業について具体的な説明がありました。何か御意見、御質問等についてございますか。

協議運賃については、あらためて説明がありますが、それ以外について、何かありますか。

【委員】

3ページの②ですが、事業計画案の施策3「②地域公共交通を守り、育てる市民意識の啓発の実施」として、広報おたるやFMおたるなどで活動をやるということですが、その下にバスロケーションシステムがSNS等による地域公共交通情報の発信に書かれていて、また、施策4「④分りやすい運行系統の表示」としてインバウンド向けの公共交通マップの作成、配布とあるが、今の時代に、紙媒体やラジオなども当然必要だと思うのですが、何か統一したSNSを利用した利用促進も一つプログラムにあってもよいかと思う。こういったことを分科会の中で、もう少し発展的に考えるという姿勢をとってもいいのかなというのが1点です。

それと、小樽を訪れる外国人も、紙の地図を持って観光するというのはそんなに多くなく、ほとんどはスマートフォンで情報を得ている中で、どのようなサイトを見て小樽市の何を探しているのかをマーケティングしていかないといけないと思う。紙でパンフレットを作るのも効果はあると思うが、これから先のことを考えると公共交通網が一体となったSNSを利用したプログラムも考えたいと思うが、分科会で提案させていただいてもよいか。

【事務局】

紙媒体については、確かに皆さんスマートフォンを使う時代だが、今は何もない状況のため、まずは紙でいろいろな要素を作り上げて、次のステップでもしかしたらSNS等での情報発信にいきたいと考えています。まずは、紙でノウハウを作りたいと考えているので、御助言をお願いします。

【会長】

小樽市のホームページですが、閲覧数が多いんです。ただ、スマホ対応になっていないものですから、パソコンと同じ画面が出てそれを拡大して見るような形なんです。今、スマホ対応を広報の方で検討しており、それらを併せて行うとより良いものができるのではないかと思います。

【委員】

多言語化はなっているの？

【会長】

なっております。

【事務局】

補足ですが、先ほど分科会で提案させていただいてよろしいかとお話ですが、ぜひ御提案いただければありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【会長】

その他、御意見等がありますでしょうか。

～ 質 問 ・ 意 見 な し ～

【会長】

説明した事業計画案については、元年度、すでに動いているものもありますが、この事業計画で進めて

いくということで、承認でよろしいでしょうか。

～ 異 議 な し ～

【会長】

それでは、事業計画案については承認となりました。今後、本事業計画に従って各施策を実行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

**【その他】 今後のスケジュールについて（資料7）
協議運賃について（資料8）**

【会長】

引き続き、議事の「その他」について、事務局から説明願います。

【事務局】

その他について、2点続けて御説明いたします。

まず1点目、今後のスケジュールについてですが、資料7を御覧ください。

今年度は、本日を含め、既に2回の協議会を開催しておりますが、中心の点線から下のとおり、後2回の協議会を予定しています。次回、第3回は11月の開催を予定しており、ここで先ほど述べました協議運賃の決定について協議したいと考えています。そして、第4回は来年3月に開催し、ここでは、次年度の事業計画の協議と公的補助の検討結果の報告などを行います。

令和2年度以降につきましては、6月に前年度の事業報告や国庫補助申請関係の協議を行い、3月に次年度の事業計画について協議します。あくまで予定ですが、大きな案件がなければ、おおむね、年2回程度の開催となっていく予定でございます。

スケジュールについては以上ですが、引き続き2点目の協議運賃について御説明します。

資料8を御覧ください。

先ほどから説明の中で何度か出てきている「協議運賃」について、改めて御説明します。

乗合バスの運賃の変更については、通常は、国土交通大臣が適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを審査し認可します。しかし、運賃についての規定を定める「道路運送法」では、この運賃を地元の合意形成の基で決定することができることが定められており、この方法で決定される運賃を「協議運賃」といいます。

本市の実情については、先ほども申し上げましたとおり、市内バス路線の収支は非常に厳しい状況にありますので、現状のバス路線網を維持していくためには、まず、運賃の値上げを行い、赤字額の圧縮を図らなくてはなりません。

具体的には、バス料金の値上げは10円単位ですので、今後、10円もしくは20円の値上げした場合の効果額をシミュレーションし、現在の市内バス路線の収支状況と比較して、金額を決定していきます。

ただし、利用者にとって全ての負担を強いることはできませんので、ここで国庫補助と市の負担による公的補助も加え、検討します。

今後、詳細の検討は分科会で行い、その結果をもって次回の協議会で協議したいと考えています。

なお、本協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会ですが、乗合バスの運賃決定に関する協議を行う場合は、「道路運送法」に基づく合意形成の場として会議を行うこととなります。

詳しくは資料8のとおりですが、御不明な点などあれば、事務局までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

その他につきましては、以上です。

【会長】

ただいま、スケジュールと協議運賃について、説明がありました。この件について御意見、御質問、または追加でご説明等があれば、お受けいたします。

【委員】

協議運賃について、補足説明をしたいと思いますので、資料を用意いたしました。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

先ほど簡単に御説明がありましたが、乗合バスの運賃については、大きく分けまして「上限認可」「協議運賃」「軽微運賃」の三つになります。

上限認可は、通常走っているバスの運賃と思っていただいてもかまわないのですが、日常生活に密着した公共性の高い事業ということで、不当に高い運賃が設定されないよう国で上限の認可をしており、その範囲の中で各事業者が運賃を届出して運行しています。

協議運賃については、主にコミュニティバスや乗合タクシーなどがやられているもので、地域の合意が得られた場合にできる運賃となっています。通常、100円、200円でやっているコミュニティバスは、その地域でこの協議運賃でやっているという認識でよいと思います。乗合タクシーも、基本、協議運賃でやっております。

軽微運賃については、高速乗合バス、定期観光バスなどで旅客の利益に影響を及ぼす影響が比較的小さいということから、軽微運賃ということになっています。

協議運賃についても、コミュニティバスのほかにも札幌運輸支局管内においては、北海道中央バスさんが千歳市や岩見沢市などで、特に千歳市では全域が協議運賃で、このような協議会の中で協議運賃の合意形成をしています。その他、ニセコバスさんでも、岩内町でノッタラインというコミュニティバスがあるが、協議運賃ということで整理されています。

もともと上限運賃というのは、運賃の規制がありまして国で認可をしているものでありますが、（協議運賃は）地方公共団体や地域住民など地域関係者の合意が得られた場合、資料左に会議の構成員とあるが、小樽市の場合は活性化協議会のほかに、この協議に必要となる道路運送法の構成員を満たしているので、このメンバーで議論して合意が得られれば、運賃の規制の緩和ということで、普通であれば3カ月前の認可申請となるが、合意が整ったという書面をもとに30日前の事前届出制ということで運行できるものになっていますので、参考までに御報告させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。この協議会で、これから議論しようとしている協議運賃について、追加の説明をいただきました。今のスケジュールと協議運賃について、皆様から御意見、御質問等があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

(資料で) 上限運賃というのが路線バス等となっていて、協議運賃がコミュニティバス、乗合タクシーとバスの種類を分けられているが、協議運賃を路線バスに適用するのは特に問題はないのですか。

【委員】

問題ないです。

【会長】

この協議会でやろうしている路線バスも、協議運賃の対象となることが確認できました。そのほか、何かございますか。

【委員】

今、協議運賃の関係について御説明がありましたが、それとは別に、今年10月に実施予定されております消費税が8%から10%の増税に伴う乗合バス運賃の改定について、現状の御説明をしたいと思います。

消費税増税に伴う運賃の改定については、5月31日に北海道運輸局に申請をしております。改定運賃は、現行運賃額に108分の110を乗じて10円未満を四捨五入した額が基本的な運賃となります。具体的には、270円以上の区間が値上げの対象となり、その他、距離に応じて運賃が上がる対キロ運賃が、現在初乗190円を200円にさせていただく。また、前回の消費税増税で8%に上がったとき、定期券・回数券等については運賃を据え置いていたが、今回は消費税5%のときの割引水準に戻すため、運賃の変わらない区間についても定期券等の運賃は上がることとなります。小樽市内の均一運賃は220円となっており、今回の消費税増税では運賃は変わらず220円のままとなります。ただ、定期券の運賃の割引率が今回上がるので、現行9,450円の通勤1ヶ月定期券が9,900円、通学7,560円が7,920円に上がります。その他、回数券、高速バスも値上げを予定しております。

今の内容については、以上です。

【会長】

バス運賃の消費税増税に伴う値上げについて説明がありました。これは、公表の方はいつ頃されるのでしょうか。

【委員】

すでに、公表しており、報道発表しております。まだ認可が下りておりませんので、申請した内容の説明ということです。

【会長】

その他、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

～ 質 問・意 見 な し ～

【会長】

事務局から、何かありますか。

【事務局】

ございません。

【会長】

それでは最後になりますが、事務局から説明したとおり、これから令和元年度の事業を、今日御承認いただいた計画に基づいて進めてまいります。また、協議会で市内バス路線の均一料金の値上げを決定することになりますが、具体的な金額等については、今後、石田副会長を中心とする分科会で案を作成していただき、11月に開催予定の第3回協議会に諮って決定したいと考えております。

なお、分科会以外の委員の皆さんにおかれましても、御意見や御質問があれば、随時、事務局で受け付けておりますので、よろしく願いいたします。

その他、皆様から、御意見、御質問等がありますでしょうか。

～ 質 問・意 見 な し ～

【会長】

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。

ありがとうございました。